

# 公 示

道路運送法施行規則第15条の4第3号の規定による旅客の利便を  
阻害しないと地方運輸局長が認めるものについて

制 定	平成14年	1月23日	九運公福第51号
一部改正	平成16年	3月30日	九運公福第69号
一部改正	平成17年	5月16日	九運公福第14号
一部改正	平成18年	9月29日	九運公福第37号
一部改正	令和 4年	2月 1日	九運公第99号

道路運送法の一部を改正する法律が平成14年 2月 1日より施行されるのに伴い同  
法施行規則第15条の4第3号の規定による地方運輸局長が認める「旅客の利便を阻害し  
ないと認めるもの」を次のとおり定めたので公示する。

平成14年 1月23日  
九州運輸局長 谷口 克己

## 記

「旅客の利便を阻害しないと認めるもの」

1. 規則第10条第1項第1号ロに規定する長距離急行運送等に係る路線の休止又は廃止の場合
2. 付替路線（停留所の位置の変更がないものに限る。）の開設に伴う路線の休止又は廃止の場合
3. 規則第10条第1項第1号イに規定する定期観光運送に係る路線の休止又は廃止の場合
4. 休止から1年以上経過した路線の廃止
5. 極めて短距離の区間の休止又は廃止で、当該路線の存する市町村からの同意がある場合
6. 路線の沿線地域の住民の日常的な利用がない路線の休止又は廃止で、当該路線の存する市町村からの同意がある場合
7. 地域公共交通会議の協議結果に基づく路線であって当該路線を休止又は廃止しようとする場合に、同会議において同意があった場合

附 則「平成14年 1月23日 九運公福第51号）

この公示は、平成14年 2月 1日以降に届出たものから適用するものとする。

附 則「平成16年 3月30日 九運公福第69号により改正」

この公示は、平成16年 7月 1日以降に届出たものから適用するものとする。

附 則「平成17年 5月16日 九運公福第14号）

この公示は、平成17年 5月16日以降に届出たものから適用するものとする。

附 則「平成18年 9月29日 九運公福第37号により改正」

この公示は、平成18年10月 1日以降に届出たものから適用するものとする。

附 則「令和 4年 2月 1日 九運公第99号により改正」

この公示は、令和 4年 2月 1日以降に届出たものから適用するものとする。